

# 平成18年度

## 人権・よろず相談

～人権擁護委員による人権相談～

昨年度まで「人権・よろず相談」、「人権相談」として実施していたものを今年度は「人権・よろず相談」と名称を統一して実施します。年間の予定は次のとおりです。

人権に関する悩み事や相談したいことを、人権擁護委員がお伺いし、必要に応じて情報提供を行います。相談は無料で、秘密は厳守します。

相談無料  
秘密厳守

### 相談場所・日時

場 所	相 談 日	時 間
水口社会福祉センター	毎月第2木曜日	13:30 ～ 16:00
土山開発センター	毎月5日 土日祝日は翌日	
市役所甲賀支所	毎月第1月曜日	
	12月は第2月曜日	
	1月は第3月曜日	
市役所甲南庁舎	毎月第3火曜日	
信楽開発センター	毎月第2金曜日	

### 相談の具体例

- 離婚や扶養、相続など、家庭内での問題が起こった。
- 家主や地主から一方的に追い立てられている。
- 外国人という理由でアパートの入居を拒否された。
- 体罰や「いじめ」を受けた。
- 公務員による乱暴や不当な扱いをされた。
- 不当に仲間はずれにされたり、差別的扱いを受けた。
- 部落差別を受けた。
- 子ども・高齢者が虐待を受けている。
- セクシュアル・ハラスメントを受けている。
- 変なうわさを立てられ、名誉や信用を失った。
- 近隣間の騒音、悪臭、ばい煙などに悩まされている。

### 問い合わせ

人権政策課 ☎65-0693 FAX63-4087

募集人員	若 干 名
修学機関	デザインまたは窯業に関する技術、技能などを養成する機関とします。
貸与期間	2年以内です。
貸与額	月額10万円を限度として無利子で貸与します。
貸与条件	修学終了後引き続き5年以上陶業関連事業所に就業しようとする方で高等学校卒業又は高等学校卒業と同等の学力を有すると認められる方。
資金返還	貸与を受けた修学資金は卒業後5年以内に50%（家業を就く方は70%）の償還をいただくこととなります。
申請手続	所定の申請書、在学証明書、修学に必要な経費報告書、作文、面接等。（採否及び貸与額は修学資金貸与審査会で決定します。）
募集期間	4月20日(木)まで

### 問い合わせ

商工観光課 ☎ 65-0707  
FAX 63-4087

## 信楽焼・八田焼の育成へ

～陶業後継者育成のための修学資金貸与制度～



陶業後継者の育成を目的に、将来、信楽焼および八田焼の関連事業所で5年以上勤務しようとする方に修学資金を貸与する貸与制度があります。

貸与の限度額は（月額）10万円で無利子の貸付となります。貸与を受けた修学資金は卒業後5年以内に50%（家業に就く方は70%）の償還をいただくことになります。

次のとおり平成18年度の修学資金貸与学生を募集します。

# 3人目以降のお子さんの保育料が一部免除されます



## ◆次のすべてに該当する世帯の方は、3人目以降のお子さんの保育料が免除になります。

- ① 下記の保育料徴収基準額表でB2階層・C12階層の世帯の方
- ② 小学校卒業までのお子さんが3人以上おられる世帯で、3人目以降のお子さんが保育園に入園されている方（保護者が異なる場合は除く）
- ③ 平成18年4月1日現在で、甲賀市内に引き続き1年以上住所がある世帯の方

## ◆手続き

保育料免除申請が必要です。

6月下旬～7月初旬に平成18年度保育料が確定しますので、該当する方には7月中旬に個別に通知します。

※4月～6月分保育料は、仮決定のため手続きはできません。7月の申請手続き後、免除決定ができましたら4月からさかのぼって精算します。

問い合わせ 児童福祉課 保育所係

☎ 65-0706 FAX 63-4085

## ■保育料金額徴収表 (H18.4.1現在)

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額) 単位:円		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0
B2	A及びD1～D6階層を除き、	6,300	4,200	4,200
C12	前年度分の市町村民税の額	9,900	7,800	7,800
C22	が次の区分に該当する世帯	15,600	13,200	13,200
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯	18,400	16,000
D2		9,000円未満	21,200	18,800
D3		9,000円以上17,000円未満	24,000	21,600
D4		17,000円以上64,000円未満	35,600	29,700
D5		64,000円以上160,000円未満	48,800	29,700
D6		160,000円以上408,000円未満	48,800	29,700
		408,000円以上	48,800	29,700

## 住宅用火災警報器を設置しましょう

～新築住宅では平成18年6月1日から設置が義務化～

### ※ご存知ですか、「住宅用火災警報器」

最近新聞などにも出てくるので名前は聞いたことがあるけれど、実際に見たり、触ったり、まして取り付けた人はまだ少数ではないでしょうか。今回は、住宅用火災警報器の取り付けが義務化されたことや、役割と効果について紹介します。

### ※消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務化

住宅火災による死者の低減または抑制を図ることを目的に、平成16年に消防法が改正されました。この中では戸建住宅や共同住宅(自動火災報知設備等が設置されているものを除く)について、少なくとも寝室、また寝室が2階などの場合は階段にも住宅用火災警報器の設置を義務づけています。施行日は消防法の定めで、新築住宅では平成18年6月1日から、既存住宅では市町村条例で定めることとなっています。甲賀市、湖南市では甲賀広域行政組合火災予防条例で新築住宅が義務化される平成18年6月1日から5年間の猶予期間を設け、平成23年6月1日から義務化されます。

### ※設置の役割と効果

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙や熱を感じて住宅内の人に警報音や

音声等で火災の発生を知らせるものです。特に住宅火災により死にいたった原因の約7割が逃げ遅れによるもので、早期に火災を気付かせる重要な役割を果たします。また消防庁のデータで、設置している場合と設置していない場合を比較すると、死にいたる火災となった率は約1/3となっていることから、明らかな効果があるといえます。

### ※悪質な訪問販売にご注意ください

設置が義務化されたことにより不適正な価格、無理強い販売などを行う業者にご注意ください。消防署や市が直接、住宅用火災警報器を販売することはありません。住宅用火災警報器は、クーリングオフの対象であり、契約後一定期間は契約の解除ができます。悪質訪問販売だと疑わしい場合は、消費生活相談窓口にご相談ください。

### 甲賀市消費生活相談窓口

☎ 65-0685  
FAX 63-4582

次回は取り付け場所やその他の疑問などについて紹介します。

### 問い合わせ

甲賀広域行政組合消防本部 予防課	水口消防署	水口消防署土山分署	甲南消防署	甲南消防署甲賀分署	信楽消防署
☎ 63-7932	☎ 63-1119	☎ 63-1119	☎ 86-0119	☎ 88-7701	☎ 82-0119
FAX 63-7940	FAX 63-7941	FAX 66-0848	FAX 86-0719	FAX 88-7702	FAX 82-3977

第1回

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは、最寄りの消防署や、次の機関でも相談に応じます。

■住宅用火災警報器相談室 TEL 0120-565-911 ■住宅防火対策推進協会 ホームページ <http://www.jubo.go.jp/index2.html>

# 市長への手紙

～皆さんからお寄せいただいた声～

## “バリアフリー”で 住みやすいまちへ

**Q** 市長にお願いしたいことがあります。甲賀市に低床バスを増やしてほしいと思います。他にも階段の手すりやエレベーターなどバリアフリーに真剣に取り組み甲賀市であってほしいです。お年寄りが過ごしやすいまちは、私たちが住みやすいまちでもあると思います。(市内のある中学校生徒の皆さん)

**A** 本市では「公平」で「効果的」な「ミニシティ」バスの運行を図るため、「甲賀市「ミニシティ」バス運行計画」を、昨年11月に策定しました。今後は、この計画に基づき「ミニシティ」バスの整備を進めることとなりますが、その中の施策の一つに「交通バリアフリー」法に対応した

車両の導入を進めること。」を掲げており、誰もが安全に乗降いただける「ミニシティ」バスとなるよう、計画的にバリアフリーに対応した低床バスの導入を図っていく予定です。また、多くの方が利用される建築物の出入口、エレベーター及びトイレなどは、お年寄りや身体の不自由な方などが利用しやすくするための整備基準が「ハートビル法」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」で定められています。これらの法律や条例は、市内で建物を建築される際にも当然適用され、順次、誰もが使いやすい施設が増えていくこととなります。なお、お年寄りや身体の不自由な方々が、より快適で安心して生活していただくためには、施設等の整備も必要ですが、人的な協力も重要です。困っておられる方への皆さんのサポートもよろしくお願いします。

【問い合わせ】  
秘書広報課 広報公聴係  
☎ 65-0675  
FAX 63-4619

市民生活課より  
知っく!

## お悩み相談室

市民生活課では日々の消費生活のトラブルや苦情の相談を行っています。気軽に相談してください。

**架空請求にご用心!**

御通告書

料金管理センター

他にも  
民事訴訟  
などがあります

他にも  
訴訟最終通告書  
などがあります

●右ハガキ・封筒が来ても、身に覚えがなければ、払う必要はありません。

【問い合わせ】  
甲賀警察署 ☎62-4155 FAX62-9325

**【問い合わせ】**  
消費生活相談窓口 (市民生活課生活安全係)

●月曜日～金曜日  
9:00～15:00

☎65-0685 FAX63-4582

# ワンクリック ONE CLICK 登録って?

ワンクリック登録とは携帯電話やインターネットのサイトをクリックしたら、いきなり「登録されました。入会料50,000円を3日以内に銀行口座に振り込んでください。」などの請求を受けるものです。

さらには「あなたのIPアドレス59.90.3001」  
「あなたの個人識別番号は「3P97859」など個人を特定されたような表示が出る場合もあります。

「個体識別番号」は携帯電話会社と端末の機種名、もしくは業者が勝手に割り振ったIDです。またメールアドレス、アクセスエリアなどが表示されることもあります。いずれもそこから個人の氏名住所、携帯番号などの情報が伝わること

はありません。

そもそも契約とは、業者と消費者の双方の「合意」です。このように一方的な登録などのやり方は契約が成立されたとは言えません。したがってお金は支払う必要はありません。

また問い合わせをしたり、支払ったりしてしまうと、名前や住所など個人情報 が相手に分かかってしまい、新たな請求を受けることとなります。

最近では、出会い系サイトやアダルトサイトだけではなく「無料の待ち受け画面サイト」や「無料着信メロディサイト」などでも同様の手口で請求されたケースもあります。

興味半分で不必要なサイトにアクセスしないようにしましょう。

なお、最近は少し下火になりましたが、「民事訴訟」○「機関」などあなたも公的機関を装ってハガキで来る請求もありますが、これも身に覚えがなければ無視してください。

ただし、ほとんど有りませんが、裁判所から来る通知は放っておかないようにしてください。

4月1日  
から

下水道が  
使えるよう  
になりました

新たに次の地域で下水道が使える  
ようになりました。

- 水口町 広野台の一部  
菅谷の一部  
新城の一部  
松尾の一部  
野尻の一部  
野田の一部
- 甲南町

これらの地域では、家庭や工場から出る汚水などを下水道に流すために、排水設備（宅地内排水管）の工事をしていただくことになります。この工事は下水道が使えるようになった日から3年以内に行うことが法律などで定められています。

下水道をお使いいただくことで、生活排水を側溝や水路に流すことがなくなるので、蚊やハエなどの発生

が防げ、また、悪臭もなくなります。清潔で快適な住環境となるよう皆さんのご協力をお願いします。

排水設備の工事は  
甲賀市指定の工事店で

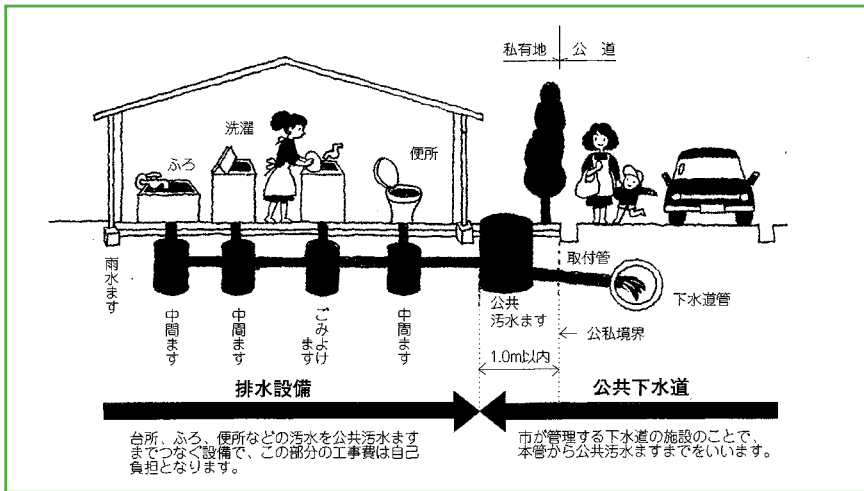
排水設備の工事は法律や条例で定められた基準に基づいた技術水準で行われなければなりません。せっかく工事をしたのに流れなかったり、管が詰まったりすると大変です。工事は必ず指定工事店に依頼してください。※指定工事店の一覧が必要な方は下水道管理課へお問い合わせください。

排水設備は個人負担で  
施工、管理してください

供用開始後、各家庭では、汚水を下水道に流すため、排水設備（宅地内の排水管）をつくっていただく必要があります。

浄化槽は廃止しましょう

浄化槽は定期的な清掃が必要で、清掃費や電気料などの経費がかかるとともに、管理が不十分なときは、悪臭や蚊・ハエの発生のもととなりますので浄化槽は廃止しましょう。



なお、便器は水洗式のため、そのまま使用できません。

各家庭で汚水を流すためには、上図のように宅地内にそれぞれ排水設備を設置していただかなければなりません。これは、台所や水洗便所からの汚れた水を公共汚水ますに流し込むためのもので、この設備を設置しないと下水道に接続することができません。ただし、甲賀市の下水道は分流式のため、雨水は下水道に流さず、従来どおり道路の側溝や河川に直接流していただきます。

訪問セールスに  
ご注意ください

宅地内の排水設備の清掃などについて、市から紹介されたような様子で訪問する悪質な業者がいます。下水道管理課では宅地内の排水設備に関して調査・修理・点検・清掃を業者に依頼することはありません。

◎訪問セールスには  
十分ご注意ください。

問い合わせ

下水道管理課

TEL 866-80398  
FAX 866-80032